

3 管理運営組織等

(11) 危機管理室

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

危機管理室は、国立大学法人上越教育大学危機管理規則に基づき、次の業務を行う。

- i) 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、必要な措置を講ずる。
- ii) 危機発生時において、原因及び状況の把握・分析並びに当該危機によってもたらされる事態を想定し、被害及び影響を最小限に抑制する。

イ 組織の構成及び構成員等

危機管理室は、学長が指名した理事、学長が指名した副学長、事務局長、事務局次長、総務課長、附属学校課長、施設課長、教育支援課長、学生支援課長及びその他学長が指名した者で構成し、学長が指名する理事が室長、事務局長が副室長、その他の者が室員として業務を行っている。

② 運営・活動の状況

防災緊急連絡網、緊急時における危機管理室員の参集名簿等の整備のほか、令和4年10月に山屋敷地区防災訓練を実施した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

「新型コロナウイルス感染症に係る危機管理対策本部会議」を12回開催し、新型コロナウイルス感染症対策を実施した。なお、令和2年度から令和4年度までの学内の新型コロナウイルス感染者は806人であった。